

確 認 書

このたびの北海道住宅リフォーム事業者登録制度への登録の更新にあたり、実施要綱第4条二号、五号、六号の資格要件を満たしていることを確認致します。

- 二、契約は必ず書面によることとし、かつ締結後5年間保存する事業者であること。
- 五、建築基準法、建築士法、建設業法、特定商取引に関する法律、北海道消費生活条例その他関係法令等に違反し処分又は刑若しくは条例に基づく勧告（以下この条において「処分等」という。）を受けた場合は、その処分等の日（処分等の執行に係る期間（執行猶予の期間を含む。）の満了までの日を含む。）から2年以上経過していること。
- 六、法人である場合で、その役員又は社員が前号を満たしていること及び役員又は社員が過去に役員として在籍した団体が前号を満たしていること。

令和 年 月 日

一般社団法人 北海道建築技術協会
会 長 石 山 祐 二 様

登録番号：

申請者 住所

氏名

印

電話 () —